

◆収入及び支出の変動に関するリスク

本匿名組合の収益は、主たる投資対象である太陽光発電設備等の賃料収入に大きく依存しています。取得予定資産に係る賃貸借契約は、長期かつ最低保証賃料部分を含んだものとなっていますが、最低保証賃料部分については実際の売電収入に連動しないために一定程度の収益が期待される一方で、実績連動賃料部分については、売電収入に連動しており、発電設備の稼働状況や売電収入の変動により、収益に影響を受けます。

また、太陽光発電設備等に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料は当事者の合意により決定されており、第三者の評価は受けておりません。さらに賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額される可能性や、現在のオペレーター兼賃借人との賃貸借契約が終了した後に賃料が生じない期間が発生する可能性や新たな賃借人との間で締結される賃貸借契約の賃料がそれまでよりも低額になる可能性もあります。収入の減少だけではなく、太陽光発電設備の維持、管理、修繕に要する費用等（再生可能エネルギー発電設備等に賦課される公租公課、再生可能エネルギー発電設備等に係る資本的支出、再生可能エネルギー発電設備等を構成する機器又は部品の交換に係る新たな機器又は部品の代金、O & M業者に支払うべき委託料その他の費用、再生可能エネルギー発電設備に係る保険の保険料を含みます。）その他太陽光発電設備等に関する本

匿名組合の支出が状況により増大し、キャッシュフローを減ずる要因となる可能性があります。このように太陽光発電設備等からの収入が減少する可能性があるとともに、太陽光発電設備等に関する支出は増大する可能性があり、これらの双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、お客様への分配金額が当初の予想より減少し、出資元本の一部又は全部が回収できず（元本棄損し）、損失が生じるおそれがあります。

本匿名組合事業は太陽光発電設備賃貸業であり、直接的に太陽光発電事業のリスクを負うものではありませんが、下記事象により太陽光発電設備の評価額が著しく減少した場合には、損失が発生し、元本が棄損するおそれがあります。

また、オペレーター兼賃借人である株式会社A L Lアセットパートナーズとの間の契約が解除された又は更新されなかった場合、オペレーター兼賃借人を他の適切な者に交代させることを予定していますが、営業者の判断により、営業者自らが発電事業者となる選択をする可能性があります。営業者自らが発電事業者となる選択をした場合については、当該設備において発電された電気を固定買取制度に従って、営業者自らが電力会社等へ売電することになりますので、直接的に太陽光発電事業のリスクを負うこととなります。

【太陽光発電事業の主なリスク】

- 日照時間及び日射量等の変動
- 地震、落雷、風水害等の自然災害や事故、および戦争、テロといった人為的災害、いたずら、盗難等による損害等
- 発電機器の停止
- 機器の劣化
- 電力会社等電力購入条件の変動
- 電力会社による出力抑制の要請
- 売電料金の回収不能の可能性
- 電力会社による特定契約又は接続契約の拒絶
- 特定契約または接続契約の中途解約の可能性
- 他の匿名組合契約による影響
- 設備・工事の調達価格の変動
- 修繕、補修費用の変動

◆本匿名組合の運用に関するリスク

①固定買取制度の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備等への投資に特化していることによるリスク

本匿名組合は、太陽光発電設備等を主たる投資対象としています。太陽光発電設備に係る賃料収入は、賃借人が太陽光発電設備により発電した電気を固定買取制度に従って電力会社等に売電して得る売電収入を背景としたものであり、さらに賃料の一部は売電収入に連動するものとされているため、固定買取制度の変更又は廃止により、本匿名組合の賃料収入も減少又は途絶する可能性があります。

また、固定買取制度の変更又は廃止により、太陽光発電設備を用いて得られる売電収入が減少又は途絶した場合や太陽光発電設備の運営・維持管理に要する費用が増加した場合、太陽光発電設備の価値が棄損し、減損損失の計上を余儀なくされる可能性や、保有資産の売却を希望したとしても、希望どおりの時期に売却できない可能性又は希望する価格で売却できない可能性があります。

さらにこのような場合には、賃借人との協議や賃借人からの請求により契約の解除や賃料が減額される可能性があります。営業者自らが発電事業者となる選択をしたあとについては直接的に影響を受けることとなります。このように本

匿名組合の収益等は、固定買取制度の変更又は廃止により大きく影響を受ける可能性があります。

②単一のオペレーターに依存していることによるリスク

本匿名組合は、取得予定資産をオペレーターである株式会社A L Lアセットパートナーズに賃貸する予定です。その場合、本匿名組合の収入はもっぱら株式会社A L Lアセットパートナーズからの賃料収入に依存しているといえます。

また、保有資産の管理・運営についてもオペレーターである賃借人が行うこととされているため、これらの観点からも株式会社A L Lアセットパートナーズへの依存度は大きいといえます。そのため、株式会社A L Lアセットパートナーズに関して後記「◆オペレーターに関するリスク」に記載のリスクが顕在化した場合、本匿名組合の存続及び収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

③少数の電力会社等に依存していることによるリスク

太陽光発電設備により発電した電気は、少数の電力会社等へ売却される予定です。したがって、当該電力会社等の倒産手続等の開始や当該電力会社等との売電契約の変更・解約等が生じた場合には、売電収入の遅滞・一時中断や買取条

件の変更等の悪影響が及ぶ可能性があります。このような場合であっても、賃借人との間の賃貸借契約上、賃借人は約定どおりの賃料の支払い義務が生じますが、実績連動賃料の減少、賃料減額交渉、資産の価値の下落、賃借人の連鎖倒産等が生じる可能性があり、本匿名組合の財政状態等に大きな悪影響が生じる可能性があります。営業者自らが発電事業者となる選択をしたあとについては直接的に影響を受けることとなります。

◆オペレーターに関するリスク

①能力に関するリスク

太陽光発電設備の管理・運営は、オペレーターの能力、経験及び知見によるところが大きいといえます。賃貸借契約に基づく賃料の一部は、原則として売電収入に連動した実績連動賃料となっているため、オペレーターが太陽光発電設備等を適切に管理・運営しない場合、売電収入が減少する可能性があります。このため、当該オペレーターの能力、経験及びノウハウが十分であることが必要となりますが、当該オペレーターにおける人的・財産的基盤が将来にわたって維持される保証はありません。

②利益相反に関するリスク

株式会社A L Lアセットパートナーズが営業者との間で取引等を行う場合、株式会社A L Lアセットパートナーズの利益のために、本匿名組合の組合員である出資者の利益に反する行為が行われる可能性があり、その場合には、お客様に損害が発生する可能性があります。加えて、営業者が株式会社A L Lアセットパートナーズとの間で締結している契約は、株式会社A L Lアセットパートナーズが本匿名組合と競合する事業を行うことを禁止するものではありません。株式会社A L Lアセットパートナーズはメガソーラー事業等、様々な形で太陽光発電設備等に関連する業務を行っています。営業者と株式会社A L Lアセットパートナーズとが、特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性やその他利益相反が問題となる状況が生じる可能性は否定できません。

前記のような利益相反が問題となりうる場合としては、例えば、投資対象資産の取得その他の取引機会に関する営業者及び株式会社A L Lアセットパートナーズの競合、株式会社A L Lアセットパートナーズからの資産取得に際しての取得価格その他の購入条件、オペレーターである株式会社A L Lアセットパートナーズに対する賃貸に関する条件（特に賃料の一部又は全部に最低保証賃料が設けられている場合の契約や再契約の諾否、契約期間や賃料水準、株式会社

A L Lアセットパートナーズに対する瑕疵担保責任や債務不履行責任の追及その他権利行使)があげられます。

本匿名組合の太陽光発電設備のオペレーターが、自ら太陽光発電設備等を所有もしくは他の顧客から賃借し又は他の顧客から当該他の顧客の太陽光発電設備等の管理及び運営業務を受託し、本匿名組合の太陽光発電設備に係るオペレーティング業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該オペレーターは、オペレーター自身又は他の顧客の利益を優先することにより、本匿名組合の利益を害する可能性があります。

③解約に関するリスク

オペレーターが賃貸借契約又は運営委託契約において解約権を留保している場合又はオペレーターからの解約が行えない解約不能期間についても、裁判所によって当該特約の効力の全部又は一部が否定される場合には、契約期間中であっても当該契約が終了することがあります。また、当該契約の期間満了時に契約の更新がなされないことがあります。これらの場合、後任のオペレーターが選任されるまではオペレーターが不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に賃料収入が得られない可能性や当該太陽光発電設備等の管理状況が悪化する可能性があります。

また、オペレーターが賃借人である場合において賃貸借契約が終了した場合、営業者や新たなオペレーターが固定買取制度の下で同一の条件で売電を継続させるためには、太陽光発電設備に係る設備認定上の発電事業者たる地位並びに電力会社等の承諾が必要となります。したがって賃貸借契約の終了時において、既存のオペレーターの協力又は電力会社等の承諾が得られなかった場合、新たなオペレーターが固定買取制度の下で同一の価格で売電することができない可能性があり、その結果、賃料収入の減少等により、本匿名組合の収益等が悪影響を受け、お客様が損失を被る可能性があります。

本匿名組合では、取得予定資産に係るオペレーターとの賃貸借契約期間において、20年の賃貸借期間のうち、当初の7年は中途解約を認めない解約不能期間とし、当該7年経過後においては、各当事者による半年前の申入れにより解約することを認める旨の中途解約条項を設けています。そのため、当該期間経過後においては、オペレーター兼賃借人から中途解約がされる可能性があります。

④財務状況の悪化、倒産等に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は賃借人が倒産手続等の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。賃貸借契約上敷金又は

保証金の差入はございませんので、お客様が損失を被る可能性があります。

また、オペレーターが、財務状況の悪化や倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があります。これらにより、太陽光発電設備等の管理、運営が十分に行われなくなり、その場合、売電収入が減少し、その結果、太陽光発電設備等の価値や本匿名組合の収益等に悪影響が生じる可能性があります。なお、取得予定資産に係る賃貸借契約においては、オペレーター兼賃借人について、二期連続の経常損失、債務超過、倒産手続等の開始の申立て、その資産に対する保全処分、強制執行又は競売の申立て、公租公課の滞納処分等の一定の信用事由が発生した場合、当該既存のオペレーター兼賃借人との賃貸借契約を解除の上、オペレーター兼賃借人を他の適切な者に交代させることを予定していますが、営業者の判断により、営業者自らが発電事業者となる選択をする可能性があります。

しかし、賃貸借契約については、契約上規定されている解除の要件が満たされていたとしても賃貸借契約の基礎である当事者の信頼関係を破壊する事情がない限り、裁判所によって解除が認められない可能性があります。また、賃借人に倒産手続等の開始の申立てがあったことを原因として賃貸人による賃貸借契約の解除を認める賃貸借契約の規定については、破産手続における破産管財人、再生手続における再生債務者等及び更生手続における管財人に双方未履行双務契

約に関して履行又は解除の選択権を認めている法の趣旨等に照らし、その有効性が認められない可能性があります。その場合、既存の賃借人との賃貸借契約を解除できず、太陽光発電設備等の管理・運営が十分に行われないうちを早期に解消できない可能性があります。また、賃貸借契約が解除できたとしても、

(3) 解約に関するリスク、特にその場合の買取価格が下落するリスクに記載のとおり、設備認定上の発電事業者たる地位並びに電力会社等との間の契約上の地位の移転について既存の賃借人の協力や電力会社等の承諾が得られず、新たな賃借人が固定買取制度の下で同一の価格で売電できない可能性があります。

⑤オペレーターの代替性に関するリスク

太陽光発電設備等の管理・運営には、一定の知識・ノウハウが要求されることから、オペレーターとの契約が解除された又は更新されなかった場合、営業者の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たなオペレーターを選任できる保証はなく、また速やかに選任できない場合には、運営の移行期間において十分な管理・運営がなされず、また十分な収益が実現できないことがあり、これらの結果、本匿名組合の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。また、営業者の判断により自ら発電事業者となることがありますが、営業者自らが発電事業者となる選択をしたあとについては、営

業者の能力、経験及びノウハウが十分ではなく、太陽光発電設備等を適切に管理・運営しない場合、売電収入が減少する可能性があります。

⑥賃料改定に係るリスク

賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされることがあります。したがって、賃貸借契約が締結された時点での賃料がその後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本匿名組合の収益が悪影響を受け、お客様が損失を被る可能性があります。

◆一般的な不測事態リスク

①大災害の発生の可能性

本事業では、本匿名組合出資金を、基本的に全て本事業に投資致します。かかる投資は、本事業に利用する設備の調達に充てられることから、当該設備が地震、台風、干ばつ、火災、などの自然災害や事故、及び戦争、テロといった人為的災害その他何らかの非常事態により損壊するなど、投資対象の経済的価値が大きく棄損し、電力会社等に売電をすることができなくなる可能性があり得ます。その結果、お客様への利益分配はもとより、出資元本の一部又は全部が回収できず（元本棄損し）、損失が生じるおそれがあります。

本事業で取得する太陽光発電設備用地においては、物件 No4 は土石流危険箇所（水系名：沼田川、河川名：梨和川、溪流名：亀津東川、溪流番号：I -2-9-7859）の範囲内、物件 No5 は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（箇所名：玖島川支川（6608 隣 4）、箇所番号：I -1-8-6608 隣 4、箇所名：玖島川支川（6608 隣 5）、箇所番号：I -1-8-6608 隣 5）の範囲内及び敷地の一部に急傾斜地崩壊危険箇所（箇所名：沖窪、箇所番号：Ⅲ-1-733）が含まれていますが、後記「③災害保険の免責の可能性」に記載する保険会社との保険契約（保険料や保険契約の内容）は範囲外の用地の物件と相違はありません。また、本事業で取

得する太陽光発電設備用地は平成30年7月豪雨による被害はございませんでした。

②非常時停電等における売電不可能性及び損害賠償の発生の可能性

災害等を原因とした停電その他によって、電力会社等に売電をすることができなくなる可能性があります。その場合は、本事業の売電収益に影響が出ることとなります。また、発電事業開始後、なんらかの理由で第三者への障害や器物破損などを与える可能性があります。これらが発生した場合には、当該事由の損害賠償を求められる可能性が考えられ、出資元本の一部又は全部が回収できず（元本棄損し）、損失が生じるおそれがあります。

③災害保険免責の可能性

上記「①大災害の発生の可能性」、「②非常時停電等における売電不可能性及び損害賠償の発生の可能性」に記載のリスクを軽減するため、企業総合補償保険（普通火災保険）及び賠償責任保険（施設所有管理者特約）の契約を締結する予定です。ただし、保険契約の免責事由により保険金が支払われない場合があります。地震による倒壊、地割れ、地震による津波等は免責事由に該当いたしません。

本事業においては、地震保険の契約締結はおこないませんので、地震による倒

壊、地割れ、地震による津波等の自然災害やその他の保険契約の免責事由が生じ、投資対象の経済的価値が大きく棄損し、電力会社等に売電をすることができなくなった場合には、お客様への利益分配はもとより、出資元本の一部又は全部が回収できず（元本棄損し）、損失が生じるおそれがあります。

<p>契約予定保険会社</p>	<p>損害保険ジャパン日本興亜株式会社</p>
<p>契約種別</p>	<p>▼企業総合補償保険（普通火災保険） 保険期間:5年（以後更新）、保険金額:60,000千円 ▼賠償責任保険（施設所有管理者特約） 保険期間:1年（以後更新）、保険金額:1事故 500,000千円</p>
<p>対象</p>	<p>ソーラーパネル、パワーコンディショナ、出力制御ユニット（遠隔監視装置）、ケーブル、架台、基礎等</p>
<p>保険金が支払われる主な事故</p>	<p>火災・落雷・破裂・爆発、風災・雹災・雪災、水災・その他不測かつ突発的の事故</p>
<p>◆保険金が支払われない主な場合 ※主な場合であり、これらに限定されるものではありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪還、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動 ・地震もしくは噴火又はこれらによる津波 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故 ・自然の消耗もしくは劣化、又はさび、かび、腐食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱など ・電氣的事故による炭化又は溶融の損害

◆法規制の変化に関するリスク

①本事業に関する法規制の変化の可能性

本事業に関連する法令（電気事業法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む。ただし、これらの法令に限らない。）の運用、解釈、及び法規そのものが将来、改正もしくは新たに制定された場合には本事業の収益に影響する可能性があります。

上記事由が発生した場合には、お客様への利益配分と元本返還に影響がでることがあります。

②税制の変更、解釈相違による更正処分の可能性

本事業の匿名組合出資に関する税規制等は比較的新しく、そのため解釈・運用の固まっていない部分もあり、将来的に本匿名組合出資の課税上の取扱等が否定されるリスクもあります。また、関連法規の解釈の変更、法規そのものの改正もしくは新たな制定により、費用の増大の可能性が考えられます。

また、営業者に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違等により過年度の課税所得計算について税務調査が行われ、税務否認等の更正処分を受けた場合には、営業者が過年度において損金算入した匿名組合出資分配金の一部又は全額が否認され、営業者又はお客様の税負担が増大する可能性が考えられ

ます。それらが発生した場合は、お客様への利益分配と元本償還に影響がでることがあり得ます。

◆他の一般的な有価証券と比較しての出資者の立場の制限

①本匿名組合契約の性格に関する留意点

本匿名組合契約に係るすべての業務は、投資対象及び運用方法について投資判断、承認等の関与を行うことができません。お客様は、営業者の経営判断を信頼していただく必要があります。

②本匿名組合契約の流動性に関する留意点

契約期間中、本匿名組合契約は原則解除できません（※クーリング・オフ規定を除く）。本匿名組合契約を途中で解除できる場合として、匿名組合契約約款第12条第2項又は第3項に規定しています。また、本匿名組合契約の譲渡は同契約により制限されます。なお、私的に個人間で売買をすることは可能ですが、譲渡をする際には事前に営業者に対し承認を得なければならず、かつ権利及び義務の一括譲渡をする場合のみ譲渡が可能という制約があります。その際にも譲渡手数料がかかります。したがって、お客様の何らかの事情変更により、

本匿名組合持分を急に現金化したい場面が生じたとしても、中途の解約及び一部の払い戻しを行うことは、実際困難であるという制約があります。

③出資金の元本が割れるリスク

本匿名組合契約に基づく利益の分配又は出資金の返還は、専ら営業者の本匿名組合事業による収入をその原資とし、かつ、会計期間中における営業者の売上金額をもとに算定される分配金額の支払いのみをもって行われます。したがって、会計期間中の本匿名組合事業における収益によっては利益の配分が行われない可能性があり、また、分配金の支払いが行われたとしても、全会計期間をとおして匿名組合員に支払われる分配金額の合計額が当初の出資金を下回るリスクがあります。

④営業者の信用リスク

営業者は、本事業のために設立された新設会社であり財産的基盤が薄く、今後の事業の状況如何によっては、営業者が支払不能に陥り又は営業者に対して破産、会社更生、民事再生などの各種法的倒産手続きの申立てがなされる可能性等があり、これらに該当することとなった場合には、本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、さらには出資金の返還が行われないリスクがあります。匿

名組合員が営業者に対して有する支払請求権（出資金返還請求権及び利益分配請求権。以下同じ。）には、何らの担保が付されていません。また、本匿名組合事業における売上金額により分配金額が発生したとしても、本匿名組合事業において多額の費用や損失が発生した場合においては、分配金額の支払いが行われないリスクがあります。

⑤スキームに係るリスク

本匿名組合契約の営業者の代表社員である一般社団法人が不測の事態（病気・事故・犯罪に巻き込まれる等による社員全員の死亡等）により解散することにより、営業者の解散が余儀なくされ、本組合事業に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

◆本匿名組合契約の性格に関する事項

①利益の分配又は出資金の返還に関して

本匿名組合契約に基づく利益の分配又は出資金の返還は、専ら出資金に本事業による損益を加算又は減算した後の金額をその原資とします。従って、期待どおりの収入が得られなかった場合又は予想以上に費用等が増加した場合には、

利益の分配が行われず、また、出資金の全部もしくは一部が棄損する可能性があります。

②優先劣後構造について

本匿名組合契約の優先劣後構造は以下の内容となっております。

本事業により損失が生じた場合は、まず匿名組合B（劣後出資者）において当該損失を負担し、匿名組合B（劣後出資者）の全部をもっても負担できない部分について、匿名組合A（優先出資者）が負担します。

本事業による利益の分配については、各計算期において繰越損失がある場合、生じた利益は繰越損失の回復に充当し、匿名組合A（優先出資者）の損失の回復は匿名組合B（劣後出資者）の損失の回復に優先しておこなわれます。

匿名組合B（劣後出資者）の損失の回復の充当後、本事業利益に残余のある場合は、優先出資募集額に匿名組合A（優先出資者）の目標利益分配率（本匿名組合契約では35%とする。）を乗じた金額（以下「目標利益分配額」といいます。）に達するまで匿名組合A（優先出資者）が匿名組合B（劣後出資者）に優先して受け、匿名組合A（優先出資者）への利益分配額の累計が目標利益分配額に達した場合は、匿名組合B（劣後出資者）が、以後本事業により生じるすべての利益の分配を受けます。

出資金（元本）の返還は将来のキャッシュフローを考慮し、営業者の裁量によりおこなわれ、匿名組合 A（優先出資者）が匿名組合 B（劣後出資者）に優先して受けます。

ただし、匿名組合 A（優先出資者）に対する利益分配が完了し、匿名組合 B（劣後出資者）に分配する利益が生じる場合は、匿名組合 B（劣後出資者）への利益分配が匿名組合 A（優先出資者）の元本返還に優先しておこなわれます。

契約期間満了後、最終的に損失が生じた場合は、まず匿名組合 B（劣後出資者）において当該損失を負担し、匿名組合 B（劣後出資者）の全部をもっても補填できない部分について、匿名組合 A（優先出資者）が負担します。匿名組合 A（優先出資者）との匿名組合契約は、契約期間満了の他に、匿名組合 A（優先出資者）に対する利益分配が完了し、かつ匿名組合 A（優先出資者）の出資金がすべて返還されたときに終了します。

匿名組合 A（優先出資者）との匿名組合契約は、事業計画上の目標は 10 年を想定しておりますが、分配される利益の総額が目標利益分配額に達するまで最長 20 年間続きます。ただし、ファンドの運用期間（賃貸借契約開始から 20 年間）を経過したときに匿名組合 A（優先出資者）への利益分配が完了していない場合であっても、期間の到来をもって匿名組合契約が終了しますので、匿名組合 A（優先出資者）及び匿名組合 B（劣後出資者）は必ず目標利益分配額が受け

取れるというものではありません。また、元本の返還が確約されているものではありません。また、売上の減少や経費の増大等により利益が減少したときや、自然災害・テロ・戦争等がおこった場合は、事業計画上の元本返還目標に対して元本返還が遅延したり、元本返還額が減少（元本の棄損）する可能性があります。

このような特徴から、匿名組合 B（劣後出資）は本事業が成功した時には、目標に対して受け取る利益が増加する可能性がある反面、失敗した時には匿名組合 A に比べ、受け取る利益が減少する可能性や元本が棄損する可能性が高くなります。

③匿名組合の利益の配分・残余財産の償還に係る事務手続について

営業者は、お客様からいただいた情報をもとに本匿名組合の利益及び損失等の配分に係る事務を行います。しかし、何らかの理由により分配のために必要となる匿名組合員となられたお客様の情報が不正確であった場合又は振込指定口座への振込に事務上の齟齬があり、適時に事務の履行がなされなかった場合には、利益の分配等が遅滞する可能性があります。

④債務の不履行に関する事項

営業者及び匿名組合員（お客様）は、相手が本匿名組合契約に違反し、その違反に基づいて損害を被ったときは、その損害額について賠償を求めることができます。